平成２４年（フ）第５５４号
広島県安芸郡海田町南堀川町７番５―14号
債務者　髙木　　守
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸田　慶吾
4　破産債権の届出期間　平成24年９月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月21日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４９４号
埼玉県所沢市北中３丁目80番地の８
債務者　寺田俊一郎
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　段　　貞行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４７号
北海道滝川市黄金町東２丁目16番27号　ＬＩＺＡ―Ａ102号室
債務者　佐藤　勝広
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前11時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　雅彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月22日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第３２３４号
大阪府守口市橋波西之町３丁目６番６号
債務者　竹中ヒサエ
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石埜　太一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４５２号
大阪府豊中市本町１丁目12番17―201号
債務者　石野　富三
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅倉　晋作
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０３８号
大阪府八尾市安中町４丁目３番10号
債務者　吉田　秀夫
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅倉　晋作
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月１日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２２７号
大阪府吹田市江坂町１丁目13番38―1102号
債務者　土井　　治
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井原　誠也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４号
兵庫県丹波市青垣町小倉570番地２
債務者　板谷　初子
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴崎　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２４年（フ）第３０７号
大津市仰木の里１丁目13番３号
債務者　瀬津良三こと　瀬津　良三
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹下　育男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月７日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３０８号
大津市野郷原２丁目34番４号
債務者　瀬津　裕之
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹下　育男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月７日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１３号
大津市朝日１丁目11番地11、前住所大津市本堅田３丁目26番34号
債務者　青山工業こと青山光廣こと　青山　光広
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　雅和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
大津地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３５号
長野県駒ヶ根市東伊那2888番地６
債務者　中根　眞輔
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第２４８号
函館市栄町11番４号
債務者　木村　美糸
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１９６号
千葉県八街市文違301番地4459
債務者　水町　愛子
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２０７号
千葉県佐倉市中志津３丁目14番８号
債務者　小林　由美（旧姓山上）
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２１１号
千葉県佐倉市上座1211番地43
債務者　越村　憲幸
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３３５号
愛知県碧南市石橋町２丁目50番地　ハイツまるみ301号
債務者　榊原理一郎
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係